

令和元年11月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和元年11月14日（木） 午後3時00分

2 出席委員

新 倉 聡	教育長
荒 川 由美子	委 員（教育長職務代理者）
澤 田 真 弓	委 員
川 邊 幹 男	委 員
元 木 誠	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	志 村 恭 一
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	岸 岳
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	河 島 知 博
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 木 厚
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 3名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育委員会職員の自己紹介
- 元木委員 委員就任の挨拶
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第1 議案第48号及び日程第2 議案第49号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、また、日程第3の議案第50号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

10月定例会から本日までの間の所管事項についてご報告させていただきます。お手元の教育長報告資料をご参照いただければと思います。

教育委員会関係といたしましては、11月12日に三浦半島地区教育長協議会総会及び視察が、葉山町のしおさい公園で開催されました。3市1町の教育長、各所管課長等に会いまして、意見交換をさせていただいたところであります。

学校教育関係につきまして、大きなものとしては、10月19日に第68回横須賀市中学校駅伝競走大会が開催されました。昨年同様、国道16号馬堀海岸区間の折り返しコースで、全23校の市立中学校と横須賀学院中学校の24校、約400人の方にご参加いただきました。また、荒川委員にご参加をいただきまして、ありがとうございました。

次に、11月9日に、横須賀市表現運動・ダンス発表会が開催されました。総合体育会館におきまして、小学校4校、中学校3校、300名の方に参加いただきました。昨年は南体育会館で開催されたため、観客の皆さんが入ることができませんでしたが、今年度は総合体育会館に会場を戻せたことで、観客約1,000名の方に応援をしていただいた状況でございました。

昨年同様、日本女子体育大学の宮本乙女教授から、各学校のダンスにつきまして講評をいただいたところです。また、荒川委員と澤田委員にご参加いただきまして、ありがとうございました。

なお、1点、記載にはございませんけれども、10月12日に、横須賀市小学校児童陸上記録大会が不入斗公園陸上競技場で予定されておりましたけれども、あいにくの台風の影響で中止となっております。私が就任してから3年の間に2回中止という、この時期の台風と雨に遭って、せっかくの小学校児童の記録

が更新できないところに対しては、大変反省しているところであります。

今申し上げました駅伝競走大会並びに表現運動・ダンス発表会等につきましては、後ほど報告事項として上げさせていただきます。

その他につきましては、記載の各展示を開催してきたところですので、後ほどご参照をいただければと思います。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『損害賠償専決処分について』

(博物館運営課長)

報告事項１『損害賠償専決処分について』ご説明させていただきます。

本件は、本年８月の当委員会定例会におきましてご報告をさせていただきました、馬堀自然教育園における事故につきまして、地方自治法第180条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市長が専決処分を行ったことについてご報告させていただくものでございます。

初めに、事故の概要をご説明させていただきます。

事故は、令和元年６月15日午後１時ごろ、馬堀自然教育園敷地内の樹木の枝が折れ、折れた枝が隣接する馬堀中学校の敷地内に駐車していた軽自動車の上に落下して、当該軽自動車を破損させたものでございます。なお、この事故による人的な被害はありませんでした。

この事故による補償につきまして、当該軽自動車の所有者である市内在住の女性と協議を進め、地方自治法第180条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市長が専決処分を行い、当該女性と示談し、損害賠償として56万7,131円をお支払いしましたことをご報告させていただきます。

なお、損害賠償専決処分を行い、損害賠償金を支払ったことにつきましては、地方自治法第180条第２項の規定により、次回市議会定例議会において報告させていただく予定であることを、あわせてご報告させていただきます。

このたびはこのような事故を発生させてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

施設の安全点検と適切な維持管理を徹底し、事故を未然に防止するよう心がけてまいります。

以上で、報告事項１『損害賠償専決処分について』の説明を終わらせていた

だきます。

(新倉教育長)

私のほうから1点確認ですが、通常、交通事故や何かについては、相手方との過失割合とかその他が出てくるかと思うのですが、今回のこの損害賠償においては、相手方の過失は全くなく、市が全て悪いという形の金額になっているのですか。

(博物館運営課長)

そのとおりで、相手方の過失は認められないということで、当方10割の責任ということで賠償をさせていただきました。

報告事項(2)『教育委員会の点検・評価結果について』

(教育政策課長)

それでは、教育委員会の点検・評価の結果についてご説明いたします。

お手元にお配りいたしました説明資料、教育委員会の点検・評価結果についてをご覧ください。

まず、1の目的にありますとおり、教育委員会の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、全ての教育委員会で実施することとされています。

教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、市議会への報告、市民への公表が必要とされています。

本市の点検・評価報告書につきましては、横須賀市教育振興基本計画に示した施策体系に基づいて作成していきまして、今回の点検・評価の対象となっている平成30年度は、教育振興基本計画の第3期実施計画の1年目となっております。

なお、平成29年4月から、学校体育を除くスポーツに関する事務が市長部局の所管となりましたので、第1期、第2期実施計画にあったスポーツ編は廃止し、教育委員会が所管する学校体育の事務については、学校教育編に編入しております。

次に、2の方法ですが、(2)のとおり、評価に当たりましては客観性を確保するために、外部の学識経験者の方からご意見をいただいています。また、特に課題となる事業につきましては、(3)教育委員による点検・評価を会議形式により実施し、報告書の作成段階から教育委員の皆様の意見を反映させていま

す。

意見交換を実施した3つの事業について、詳細は報告書をご参照いただければと思いますが、それぞれどうすれば児童生徒の学力向上に資するのか、どうすれば外国につながるのある児童生徒の支援に資するのかといった点について、事務局が考えた課題や改善策をお示しし、また、事前にいただきました学識経験者のご意見を踏まえながら、教育委員の皆様にご意見交換をしていただきました。

本日の教育委員会定例会は、(5)の段階となります。本日いただいたご意見などを踏まえ、市議会12月定例議会の教育福祉常任委員会へ報告いたします。その後、ホームページ、広報よこすか、行政センターへの配架などにより、市民への周知を図ってまいります。

資料の裏面をご覧ください。

3、結果です。

目標・施策に基づく関連事業の実施状況についてですが、学校教育編、社会教育編、それぞれ記載の数の事業、行動計画がありますが、平成30年度においては、計画と実績が異なる事業が全部で4事業ありました。計画と実績が異なる理由は、表に記載のとおりでございます。

次に、別冊、教育委員会点検・評価報告書をご覧ください。

表紙を1枚おめくりいただきますと目次がございますが、先ほどご説明いたしました2、教育委員による点検・評価を実施した3事業のほか、3、重点課題に対応する主な事業に対する点検・評価として、教育振興基本計画第3期実施計画における6つの重点課題に対応する主な事業につきまして、点検・評価をした内容を、20ページから83ページにかけて報告しております。

恐れ入りますが、113ページをお開きください。

先ほどご説明いたしました重点課題についてですが、教育振興基本計画第3期実施計画では、「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」の実現に向けて、解決すべき課題を改めて捉え、6つの重点課題として位置づけています。

1として学校・家庭・地域の連携推進、2として学力の向上、3として健康の保持増進と体力の向上、4としていじめ・暴力・不登校の未然防止と早期解決、5として学校の教育力向上、6として社会教育施設による学習支援の推進、これらの6つの重点課題に対応する主な31事業に関して、重点的に点検・評価を行いました。

次に、86ページをお開きください。

86ページから97ページには、各目標の達成状況をはかり、施策・事業を展開する上で参考とする目標指標に対する実績を掲載しております。

昨年度までは、報告書の提出を8月定例会としていたため、その段階ではい

じめの解消率、不登校児童生徒の改善率の数値が未確定でしたが、今年度は確定した数値を90ページに掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

最後に、99ページからは、先ほどご説明いたしました計画と実績が異なる事業について掲載しております。なお、計画どおり実施した他の事業につきましては、報告書への掲載を割愛し、事業名一覧のみを載せていますので、ご了承ください。

いずれの事業につきましても、事業実施による成果や課題、また学識経験者や教育委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえて改善を図り、次年度以降の事業に反映させてまいります。

以上で教育委員会の点検・評価についての説明を終わります。

(荒川委員)

質問ではなくて意見になってしまいますが、27ページに学校教育サポーターのことが書かれています。今後の改善策の一番下のところに、学校教育サポーター可能者リストをより活用していただくために、登録者の活動の様子がわかる写真などを充実して、文字情報だけでなく視覚的にも目がとまるような工夫を凝らしていくというふうに書かれているのですが、学校教育サポーターについては、今後ますますこういった地域の方と、学校が協力して子どもたちの教育に当たるということが大事になってくると思います。

ただ、これがお名前と専門分野だけの紹介ですと、なかなか学校としてもその方々にお声をかけにくい状況があると思います。ですから、こういう形で、写真やその方の活動の様子がわかるような情報が入っているものが提供されると、学校としてもお声かけして一緒に協力していただけるようなことが広まるのではないかなというふうに思いました。今後、さらに工夫をして取り組んでいただけるとありがたいなと思いましたので、意見を言わせていただきました。よろしく願いいたします。

(生涯学習課長)

ご意見ありがとうございます。

26ページの4の評価の中でも「人材と学校が授業で活用したいと考える領域が、必ずしも一致していない」というようなご意見もございましたので、そこをうまくマッチングできるように、進めさせていただきたいと思います。

(澤田委員)

69ページから70ページの教職員研修事業についてです。この中で受講者が研修成果を校内で還元しているかどうかを課題として挙がっています。そして、

その改善策として、「研修成果の活用レポート」を導入するということが出されています。これは非常に大事なことだと思うのですが、具体的にどのように活用するのでしょうか。

指導主事の先生方が確認していくのか、あるいは何か提出を求めるのでしょうか。教えていただければと思います。

（教育研究所長）

ありがとうございます。今後の活用につきまして、今年度から実践レポートを取り入れておりますけれども、まずは活用レポートを、管理職の先生が見ることで、そのご本人の実践を評価して研修効果がどうなのかということを確認をしていただくということが一つと、それから、受講者本人が活用レポートを作成して、それを実際に実践につなげていこうとする意識を高めていただくということと、さらに実践を通して成果というものを習得していただくという、その辺を中心に、これから検証していきたいというふうに思っています。

（澤田委員）

研修成果の還元は、非常に大事なことだと思います。

活用レポートだけでなく、研修を受けた先生が学校に戻って、講演内容や研修講義内容を広げていくことも大事だと思います。研修資料が研修を受講されなかった先生方にも共有できる手だてができればと思います。

（教育研究所長）

実際に受講した研修を受けた先生は、ご自身の学校に帰りまして、その研修内容を還元する還元研修というものも、研修の中では位置づけておりますので、そこで校内のほうで還元していただく、そのようになっています。

（新倉教育長）

そこで還元すると、この研修成果の活用レポートというのは、研修を受けてすぐに書くのではなく、今おっしゃった実践をして、その成果があったかということなので、年度末に出てくるという理解でいいのですか。

（教育研究所長）

研修を受けた後に、ある一定期間重点的にその研修内容を活用するための期間を設けまして、そこで実際先生方が、例えば授業づくりであるとか児童生徒理解であるとか、そういったような内容を重点的に取り組む。そして、取り組んだ後に成果・課題というものを記録し、それを管理職や研究所のほうに上げ

ていただくというようになっています。

(新倉教育長)

そういったときに、研修は行くのだけど、そのレポート自体の取りまとめは研究所が行うのですか、校長が行うのですか。

(教育研究所長)

研究所のほうで行います。

(新倉教育長)

今度は研究所としては、それは次にどう活用するのですか。

(教育研究所長)

そこが実は今、課題のところで、実際に今活用レポートも集まっております。活用内容の成果・課題が見えていますので、それを受講者にさらに戻して、あなたはこういったところが課題なのでというところで強化していくとか、その辺は少しこれから検証に入っていきますので、詳しくはというところで、申し訳ありません。

(新倉教育長)

ぜひ研究テーマでお願いをいたします。

私から1点、まず。この冊子の一番最後のところにご意見の表がついているのですが、これはそれぞれ、さまざまなところに出すと先ほどから言っているのですが、いつまでにどうしたいという期日もないので、これはどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

(教育政策課長)

こちらは、先ほど関係機関に送付ということで、小中高、特別支援学校または行政センターを含めた機関等に配架をするということになっています。時期等については特には設けておりませんが、いつでもこの紙ベースでお出しいただくこともできますし、それ以外にホームページを見ていただいて、それから教育政策課のほうにメールアドレスが書いていますので、こちらにご意見をいただくことも可能でございます。

(新倉教育長)

紙ベースですと、後ろ表紙になってしまっているため、はがす必要がある。

本当に意見をもらおうとするのであれば、送付状にきちんとつけておくべき内容なのではないのかなと思います。これだと、ただつくってつけてありましたよ、となってしまう、本当に回収する意欲が見えなかったのも、そこは少し工夫を、まだこれからお配りになるのだったら、すべきなのかなというふうに思います。

(教育政策課長)

今の伺いましたところについては、工夫して考えていきたいと思っています。

報告事項（３）『平成３０年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について』

(支援教育課長)

それでは、『平成30年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について』ご報告いたします。

本調査の結果は、文部科学省により平成31年３月末現在で行われた「平成30年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び神奈川県が実施した「平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」における本市の状況の結果をまとめたものです。

暴力行為、いじめ、長期欠席・不登校についての順にご報告いたします。

まず、暴力行為について、１ページをご覧ください。

暴力行為の発生件数の推移のグラフとともに、1,000人当たりの発生件数、学年別加害児童生徒数、そして暴力行為の内訳の表を載せています。横須賀市の小・中学校における暴力行為の総数は396件と、前年と比べて12件の減少ですが、経年で見ると横ばいの状況です。

また、1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、小・中学校全体で全国は6.8件、神奈川県は13.8件であるのに対し、本市では14.2件と、国や県よりも若干多く発生しています。特に中学生の1,000人当たりの発生件数は、全国よりも13.5件高くなっています。

本市の加害児童生徒数の表を見ると、学年ごとの増減はありますが、小学校中学年以下で増加傾向が見られます。これは、情緒面の発達の個人差から、自分の思いや気持ちを言葉でうまく表現することができずに、暴力の形で出てしまう子どもや、怒りの感情をコントロールする力が未熟なため、衝動的に暴力行為に及んでしまう子どもが増加していると考えられます。

２ページをお開きください。

中段に、暴力行為を5件以上繰り返す児童生徒についてのグラフをお示ししています。これによると平成30年度児童生徒数は、小学校7人、中学校1人、合わせて8人でした。発生件数は小学校43件、中学校7件、合わせて50件と、ともに減少しています。これは、各学校において対象の児童生徒が抱えている課題の背景を把握し、繰り返し指導や支援を行ってきた成果と捉えています。

続いて、いじめについて報告いたします。

3ページをご覧ください。

ここには、いじめの認知件数の推移のグラフと、認知件数、解消率、1,000人当たりの認知件数の表を載せてあります。平成30年度のいじめの認知件数は、小学校860件、中学校181件で、合計1,041件でした。平成28年度から29年度にかけて急増していますが、これは平成29年3月に国のいじめ防止等のための基本的な方針、こちらが改定されたことに伴い、いじめの定義が明確となり、各学校において積極的に認知されるようになったためと捉えております。

平成30年度のいじめの解消率は、小・中学校全体で77.9%、前年と比較して13.8%の減少でした。これも認知件数の変化と同様に、国の基本的な方針の改定により、いじめの解消の定義が、いじめに係る行為がやんでいる状態が、少なくとも3カ月を目安として継続していることとなり、各学校での解消の見きわめがより慎重になっていることによる減少と捉えています。

なお、令和元年7月に、神奈川県独自で行った児童生徒の問題行動等における短期調査では、解消率は88.9%と上がっており、各学校において年度を越え、事案の情報が引き継がれ、解消に向けた指導・支援が継続して行われた結果であると捉えています。

4ページをお開きください。

中段の学年別いじめの認知件数について、過去3年間の推移をグラフでお示ししています。平成28年度、一番下の点線でございますが、こちらを見ると、いじめの認知件数のピークは中学1年生の81件でした。平成29年では、点線でお示ししておりますが、小学校6年生の180件、平成30年度の実線を見ると、小学校4年生176件がピークとなっており、いじめの認知件数のピークが低年齢化していることがわかります。

また、矢印のように、同集団での変化を見ると、小学校3年生から4年生、小学校4年生から5年生に上がったときに、いじめの認知件数が増加しています。これは、子どもの発達においてストレス対処の力が弱まっているのではないかということ。また、学校の指導力の面で、中学年も経験のある先生を厚くしていく必要があるのではないかという課題が見えます。

5ページをご覧ください。

いじめの態様について、表でお示ししています。

いじめの態様では、小、中学生ともに冷やかしからかい等の、見えやすくなりやすいものが一番多くなっています。しかし、構成比で小・中学校を見ますと、中学生では金品を隠されたり盗まれたりする。嫌なことや恥ずかしいことをさせられたりするような、見えにくい形でのいじめがふえていることがわかります。

特に、見えにくい形であるパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や、嫌なことをされるといふ態様のいじめについては、学校管理下外で児童生徒個人の持ち物によって行われ、教職員や保護者の目の届かないところで社会全体に影響を及ぼすため、学校の対応は困難となっております。保護者の理解と協力をいただきながら、慎重に対応する必要があります。

各学校におけるいじめ問題に対する日常的な取り組みについては、いじめの事案が起きたときの対処的な取り組みだけでなく、児童・生徒会活動により、子どもたちがいじめについて主体的に向き合ったり、保護者や地域の方々と、いじめの未然防止や早期発見・早期対応などについて共通理解を図ったりするようなことが必要ですが、本市ではこれらの割合が若干低くなっており、課題がございます。

暴力行為やいじめの問題への今後の方策として、学校は暴力行為やいじめの未然防止のための支援と、児童生徒間でトラブルが起きたときの指導をあわせ、今後も引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要です。

また、校内支援体制として、児童生徒指導担当者や支援教育コーディネーターを中心とし、養護教諭、相談員、スクールカウンセラーなどによる、子どもに適した支援体制をつくることが大切です。教育委員会では、各担当者連絡会や校内研修会に出向いて研修を行い、教員や相談員の資質向上を図ってまいります。

また、それぞれの事案に応じて対応策等への指導助言を行うとともに、外部関係機関連携のサポートやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進してまいります。

次に、長期欠席・不登校についてご説明いたします。

7 ページをお開きください。

理由別長期欠席者の、過去5年間の推移のグラフをご覧ください。平成30年度年間30日以上欠席した長期欠席児童生徒は、小学校で302人、うち病気や経済的案理由等による欠席者は113人で、不登校は189人でした。中学校では685人で、そのうち病気や経済的な理由等による欠席者は100人、不登校は585人でした。小・中の合計につきましては、その下の表にお示ししています。

小・中ともに、病気や経済的な理由等による欠席者が減少し、不登校が増加しています。これは、不登校の要因や背景が複雑化している点や、不登校の捉

え方として、不登校は問題行動ではないこと、また、適度な休養の必要性等が記された平成28年9月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援のあり方」と、同年12月の教育の機会確保法の趣旨を踏まえ、不登校であるという状態を積極的に捉えるようになった結果であると考えます。

中段の不登校児童生徒の出現率のグラフをご覧ください。

平成30年度の本市の出現率は2.85%で、国や県と比較して高い割合です。これについては、引き続きの課題となっております。

下段の表、不登校の改善率は、平成30年度52.5%で、前年よりも2.4%増加いたしました。

8ページをご覧ください。

中段に学年別の不登校児童生徒数を、新規と継続とに分けてお示ししています。このグラフと合わせて下の経年の表をご覧くださいと、各学年において、進級時には改善し、再度登校するようになる子どもがいることがわかります。特に中学校1年生進学時には、14名の子どもが登校できるようになっています。これは、子どもの気持ちの中に、進級や進学のタイミングで前向きなエネルギーが生じることを示しています。また、小中一貫の取り組みの成果でもあると捉えられます。これらの子どもが再度の不登校にならないよう、きめ細やかな支援が必要です。

また、このグラフからは、全学年の中で、中学校1年生での新規の不登校の増加が顕著であることがわかります。これは、中1ギャップと言われる中学校への適応の難しさの影響もありますが、小学校6年生において、不登校には至らないものの、年間の欠席が30日に近い児童や、別室登校の児童が潜在化しており、新規の不登校となっているものと考えられます。

9ページをご覧ください。

中段に要因別の不登校児童生徒数をお示ししています。複数回答となっておりますが、国や県と同様に、小・中学校ともに家庭に係る状況、いじめを除く友人関係、学業の不振、これが主な原因となっております。

10ページをお開きください。

欠席日数別の不登校児童生徒数の表をお示ししています。小・中学校全体で欠席日数が90日以上の不登校児童生徒の割合は、平成30年度は56.8%です。これは国や県よりも低い割合ですが、前年よりも2.1%増加しています。また、出席日数が10日以下の人数が前年より12人増加し、69人となっています。1日も登校できていない児童生徒数は、前年より7人増加し、22人です。

これらの出席日数が特に少ない児童生徒に対し、学校は繰り返し家庭訪問を行い、担任や相談員が本人と面談をする等、丁寧な対応を行っています。また、児童生徒の状況に応じ、タイミングをはかって、教育相談や関係諸機関につな

がるよう働きかけをしています。

教育委員会はスクールソーシャルワーカーを派遣して、子どもを取り巻く環境調整を行っています。登校日数も含めて、それぞれの不登校児童生徒の状況に応じた居場所の工夫や支援策が必要です。今後の方策としては、平成30年度支援教育推進委員会の答申である未然防止と早期発見・要因分析、早期対応、さらに不登校となった児童生徒への継続的な支援、この3つの柱について、取り組みを進めてまいります。

その具体として、学校では学校生活のあらゆる場面で一人一人に役割や活躍の場を用意したり、全ての児童生徒が存在感を得られる居場所づくりや、豊かな人間関係を育む絆づくりを図ったりすること、また、わかる授業を工夫することなど、不登校の未然防止となる魅力ある学校づくりを推進いたします。

教育委員会では、現在集約中の不登校対応成功事例集をまとめ、各学校が今後の対応の参考とすることができるよう図ったり、学校と外部の関係諸機関との一層の連携を進めてまいります。

また、本調査によって明確となった課題を、校長会や担当者連絡会等を通して共有し、各学校の取り組みに反映させるよう指導助言を行ってまいりたいと考えております。

(川邊委員)

1ページの図ですけれども、一番上の暴力行為の発生件数の推移なのですが、これは平成23年度から急に25年度の数が増えていますね。その後は大体変わっていないのですが、その23年以前の傾向は何かあったのでしょうか。

(支援教育課長)

平成23年度までは、平成23年度の数値と同様に、横ばいの状況でございました。

(川邊委員)

一番下のところなのですが、暴力行為内訳の、対教師と生徒間がある、これはわかるので、その後の対人暴力というのは、教師とか生徒間ではないと、これは何に対する暴力なのでしょうか。

(支援教育課長)

こちらのほうは、学校にご来校された地域の皆様や、その他ボランティアの方々、そういった方々への暴力となります。

(新倉教育長)

そういう意味では、川邊委員がご質問になった、対人暴力が平成30年度に小学校で急に6件も出てきているのですが、これは具体的にどこか1校であったのか、それぞれ違うところで頻繁に出たのかという違いはわかりますか。

(支援教育課長)

こちらの6件につきましては、それぞれ別の学校でございます。

(川邊委員)

2ページの一冊下の、加害児童生徒数が増加していますがという、この中には、いわゆる発達障害の子どもというのはどのような扱いになっているのでしょうか。

(支援教育課長)

繰り返し暴力行為を起こす児童生徒につきましては、発達障害といった診断を受けている生徒もございます。これらの生徒につきましては、繰り返し繰り返し、どうして暴力行為に及んでしまったのだろう、そういったことを子どもと対話を繰り返しながら、暴力行為に及ぶ前にどうしたらいいだろうといったような、そんな指導をしております。

(澤田委員)

不登校のところでお尋ねしたいと思います。文科省は今年10月25日付けで、不登校の子どもへの支援として、学校以外での学習の場の必要性を明記した通知を出していると思います。この通知は、学校復帰を前提としてきた支援のあり方を見直して、フリースクールなどの民間教育施設の意義を明記したものだと思います。

不登校の子どもが民間教育施設で適切な指導を受けていると判断した場合は、校長の判断で出席扱いにもできるとされています。もちろん学校が民間教育施設の質を確認することが必要だと思いますが、横須賀市内で、フリースクールなど民間教育施設に通っている子どもたちというのは、どの程度把握しているのでしょうか。

(支援教育課長)

現在、平成30年度につきましては、中学生で19名が民間のフリースクールのほうで学習を行っておりました。

(澤田委員)

現在中学生だけということですか。

(支援教育課長)

平成30年度につきましては、中学生のみという結果となっております。

(澤田委員)

今後、この件につきましては、検討していかなければと思いますので、よろしくお願いします。

(新倉教育長)

今の点で、1点だけ確認させてください。7ページの不登校児童の改善率という率を出すときには、※印にあるように、登校できるようになった児童生徒というふうに言っているのですが、この登校というのは、当該校への登校だけを指しているのですか。今申されていたフリースクールに行ってもらっしゃる方は、ここで登校という中に含まれて、上の改善率52.5なのですか。

(支援教育課長)

こちらの改善率は、当該校だけでなく、フリースクールに通っている生徒等も、継続した登校には至らないものの、好ましい変化が見えるようになった児童生徒ということで計上しております。

(荒川委員)

今のフリースクールにも関係することだと思うのですが、横須賀市にはゆうゆう坂本ですとか、中学校に相談学級があったりですとか、そういう委員会として取り組んでいる場所があるのですけれども、そこにもあるいはフリースクールにもかかわっていない児童生徒というのは、相当数いるのでしょうか。正確な数ではなくても、おおよそでいいのですけれども、少しそのあたりを教えていただければありがたいと思います。

(支援教育課長)

横須賀市の相談教室のほうに平成30年度通室した生徒は、96名おります。それと、フリースクールのほうでのただいまの19名、それ以外の生徒でも、学校のほうに相談室のほうに登校できている生徒もいますので、全く支援の手が行き届いていない生徒というのは、今正確な人数を申し上げられなくて大変申し訳ございませんが、若干名はおりますが、何らかの支援の手は入っております。

(荒川委員)

フリースクールや相談学級と関わっていなくても、例えば担任の先生とは連絡がとれているとか、そういう報告は受けているのですか。お願いします。

(支援教育課長)

学校のほう、大変努力をしてくださっておりまして、担任が家庭訪問をしたり、またふれあい相談員、登校支援相談員といった相談員も家庭訪問したりして、必ず本人の現認確認と状況の確認は続けております。

(荒川委員)

それで意見になりますが、そのように各学校、それから関係者の皆さんが手厚く子どもたちと向き合ってくださっている中で、最後に成功事例を集約していくということが書かれていたのですが、よい事例が、多く載せられると思いますので、それを読ませていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(支援教育課長)

成功事例集を、ただいま各学校から集約を図っておりますので、まとめている最中でございます。できました際には、またご覧いただくように調べたいと思います。

(新倉教育長)

私から1点。この表を見て気になったのは、4ページ、学年別のいじめの認知件数の推移というのを、今回の中では同集団の変化で見られている。そうすると、小学校3年生が4年生に上がると増えています。小学校4年生が5年生に上がると増えていますということは、当該年度でいじめであったものが、翌年度もいじめとカウントすることがあるということではないのですか。

(支援教育課長)

学年が上がったときにも継続して行われているいじめについては、カウントすることがあるということになります。

(新倉教育長)

ということは、逆に言うと小学校3年生、小学校4年生の平成29年度の際には、当該年度のいじめの解消がうまくいかなかったのだということが、ここ

から読み取るということになってしまうのだけど、それでいいでしょうか。

(支援教育課長)

おっしゃるとおりでございます。

(新倉教育長)

もしできれば、平成29年度になぜそれができなかったのかということが、先ほどあった成功事例と同じような、逆に言えば、いじめの対応として当該年度に手がつけられなかった内容というものを、もう一回きちんと分析しないと、1年間の間にそれが放置されていて、結果、年度内に解消に向けることができなかったがために、翌年度の件数が増えていくというジレンマになってしまうと思うので、同じようにいじめの解消の成功例というものの、どういうふうに取り組むべきかということについても、部外の成功例をつくっていただいて、先生方と共有しないと、件数はずっと増えるだけになってしまうのではないかなというふうに心配していますので、ここも先ほどの不登校と同じですけれども、やはり成功例・対応例というものをきちんと示していただければと思います。

(支援教育課長)

ご指摘ありがとうございます。こちらのいじめのほうも、大きな課題と考えておりますので、成功事例を集めてつくりたいと思います。

報告事項(4)『行事等の結果について』

ア 令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰 被表彰団体の決定について

(生涯学習課長)

「令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰 被表彰団体の決定について」ご説明いたします。

優良PTA文部科学大臣表彰は、文部科学省が昭和30年から毎年行っているもので、PTAの健全な育成と発展に資することを目的とし、地域住民等と協働して行う地域学校協働活動や学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動、その他の会員相互の学びに関する諸活動及び児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われ、優秀な実績を上げているPTAを表彰するものです。

このたび、横須賀市立長浦小学校PTAが令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰団体として決定されましたので、報告いたします。

長浦小学校PTAが選考された理由は、「広げようみんなでつくるくじら応援団」をテーマに掲げ、保護者と教職員及び地域が一体となり、子どもたちのための特色あるPTA活動を展開していることです。

特に、地域の安全パトロールと合同の「クジラ見守り隊」の結成や、「おやじクジラの会」が公園の草刈り活動やデイキャンプなどを実施し、地域との連携や家庭教育支援にかかわる活動等をしていること、また活動状況を運営委員会だよりや学校のホームページなどへの記載により周知を図り、保護者の参加が増えていることなど、PTA活動の功績は顕著であると評価されました。

本市では、平成15年度に諏訪小学校が受賞して以来の表彰になります。

表彰式は、明日11月15日金曜日に、ホテルニューオータニで行われます。

県内では、長浦小学校PTAを含め、参考に記載しました全9団体、全国では129団体が表彰されます。

(質問なし)

報告事項(4) イ 第20回全国中学生創造ものづくり教育フェアinかながわの結果について

(教育指導課長)

「第20回全国中学生創造ものづくり教育フェアinかながわの結果について」ご報告いたします。

11月2日土曜日に、第20回全国中学生創造ものづくり教育フェアinかながわが横浜市立港中学校で行われました。このものづくりフェアは、中学校技術家庭科の授業で学習した成果を発表し合い、お互いの技術を交流する機会となる県の大会です。

横須賀市の中学校は4部門に出場し、公郷中、衣笠中、神明中、北下浦中、長井中の5つの中学校、26名の生徒が関東・全国大会への出場または推薦されることになりました。

また、惜しくも関東・全国には届きませんでしたが、北下浦中、長井中の2校の生徒が、神奈川県教育委員会教育長賞、神奈川県公立中学校教育研究会技術・家庭科研究部会会長賞、全国中学校産業教育教材振興協会会長賞をそれぞれ受賞しています。

関東大会は、12月1日日曜日、長野県長野市立篠ノ井西中学校で行われ、アイデアロボットコンテストに4校8チームが出場いたします。神奈川県から出場するチームは全部で9チームですが、その中で横須賀市の中学校からは毎年

のように多くのチームが関東大会出場という成果を上げています。

全国大会は令和２年１月25日土曜日、26日日曜日に東京都で行われ、お弁当コンクールは書類審査を通過しますと、女子栄養大学で本選、技能競技が行われます。

なお、この関東・全国大会に向けて11月19日火曜日16時から、正庁にて激励会を行います。

(質問なし)

報告事項（４）ウ 横須賀市中学校駅伝競走大会の開催結果について

(保健体育課長)

横須賀市中学校駅伝競走大会の報告をさせていただきます。

横須賀市中学校駅伝競走大会は、横須賀市中学校総合体育大会の締めくくりの大会として開催しており、今回で男子は70回目、女子は36回目となります。

また、県立観音崎公園内コースから国道16号線馬堀海岸区間コースに移してから、今年で12年目となります。

大会は予定どおり、10月19日土曜日に市内の全公立中学校23校に、横須賀学院中学校を加えまして、男女各24校の参加で行いました。

当日は、朝まで大粒の雨が降っておりましたが、競技が始まるころには雨はやみ、405名の選手をはじめ、約5,500名の来会者が沿道を埋め尽くし、大変な盛り上がりの中、浦賀警察署、また地元町内会等のご協力をいただきながら、大会を開催することができました。

お配りいたしました資料の上段から中段にかけて、６位までに入賞しました学校と区間賞を記載しております。

女子では、久里浜中学校が４年ぶりの優勝、男子は横須賀学院中学校が平成８年度の大会初参加以来の初優勝を飾りました。

なお、男女とも上位３校については、11月９日土曜日に横浜八景島海の公園周回コースで開催いたしました神奈川県中学校駅伝競走大会に出場をいたしました。

県大会での優勝チームは全国大会へ、そして上位５校は関東大会へ出場権を得ることになります。資料下段に県大会の結果を記載しております。久里浜中学校女子が７位入賞、また女子では久里浜中学校の２年生、小林紗奈選手、男子では横須賀学院中学校３年生の渡邊有翔選手がそれぞれ区間１位となり、市内各中学校がそれぞれ上位につける活躍を見せてくれました。

惜しくも関東大会・全国大会への出場はございませんでしたけれども、生徒は頑張っておりました。

委員の皆様には、閉会式への参加もあわせ、ご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

(質問なし)

報告事項(4) エ 横須賀市表現運動・ダンス発表会の開催報告について

(保健体育課長)

横須賀市表現運動・ダンス発表会開催のご報告をさせていただきます。

11月9日土曜日に、第37回横須賀市表現運動・ダンス発表会を総合体育会館メインアリーナで開催をし、小学校4校、中学校3校、計7校、約300名が出場いたしました。

子どもたちは、最初は緊張の面持ちでしたが、曲が流れ始めると、リズムに合わせ、体いっぱい表現をし、仲間と息を合わせながら、大勢の観客の前で、授業、そして学校行事の成果を披露いたしました。

委員の皆様には、開閉会式への参加もあわせ、ご支援・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

なお、先ほどもありましたが、10月12日土曜日に予定をしておりました第51回横須賀市小学校児童陸上記録大会は、台風接近のため開催中止となりました。

(質問なし)

(理事者報告)

(学校教育部長)

私からは、10月定例会において、小柳委員から教育長に委ねるとのお話がありました、平和に関する件についてご報告いたしたいと思います。

報告は大きく2点ございます。

1点目は、児童生徒の学習に活用する副読本の改訂についてです。小学校社会科及び中学校社会科の横須賀市が作成する副読本は、毎年内容の改訂を行っており、今年度は千代ヶ崎砲台跡と猿島砲台跡と、2つの資料について加筆する作業を行っております。

これらの資料は、我が国が歩んできた歴史の証拠であり、来年度からの授業において、平和な社会の実現について考える資料としていただくことを念頭に、作成しております。

2点目は、教職員への研修や啓発についてです。来年度は、今回改訂する副読本の資料に基づき、横須賀に残る史跡等を用いた平和に関する教育を考える機会を、社会科研究会を中心に持つことになっています。

なお、同研究会では教職員による史跡のフィールドワークを実施し、その歴史的背景や技術について、さらに見識を深め、平和に関する教育につなげることをとしています。

また、教育研究所では、初任者研修において、千代ヶ崎砲台跡や浦賀ドック、浦賀奉行所跡などのフィールドワークを実施し、そうした中で平和に関する教育への活用を考える研修を行ってまいります。

(教育政策課長)

私のほうは、先月の10月教育委員会定例会におきまして、教職員の働き方改革の取り組みの状況についてご報告させていただきました際に、荒川委員から超過勤務時間が200時間を超えた8人の理由などについてご質問をいただきましたが、確認が不十分な状況で回答してしまいました。また、澤田委員からも、説明内容が不十分であるところのご指摘もいただいたところであります。

その後、該当校の校長を訪問して、詳細な調査を行い、超過勤務の理由等を確認いたしましたので、改めてご報告させていただきます。

まず初めに、訂正が1点ございます。超過勤務が200時間を超えた8人のうち、1人は集計内容に誤りがあり、正しい数値は156時間45分でした。したがって、超過勤務時間が200時間を超えている人数は、正しくは7人でした。大変申し訳ありませんでした。なお、この8人の全ては、中学校の教諭であります。

次に、調査結果では、勤務時間外的主要な業務内容の中で、経常的なものは授業準備が最も多く、それ以外には部活動、評価、成績の整理や小テストなどの採点などがありました。

突発的なものは、特に6月は公式大会などが多く、準備が必要であった部活動や、学校行事の準備などがありました。また、今回報告された時間の中には、業務とは直接関係がないもの、例えば食事の時間、保健美化として備品管理や校内の環境整備、周りの遅くまで残る教職員に合わせて、業務がないのに残っているなどが含まれておりました。

今回の聞き取りによって、業務とは直接関係ない在校時間が多く含まれていたことがわかりました。また、時間外に行わず、翌日以降に回せる業務や、パ

ワーポイントによる資料作成で時間をかけ過ぎているものなどございました。

最後に、超過勤務 8 人、先ほどの156時間45分の 1 人を含む対応についてですが、各校長が 6 月の超過勤務を受けて、本人と個別面談を行い、何が過重となっているかを把握し、業務の配分などについて調整するとともに、業務内容の改善指導などを行っております。

以上で、教職員の働き方改革の取り組みの状況についての訂正報告を終了させていただきますが、今後はこのようなことが生じないよう、当然のことながら、報告事項にかかわる内容につきましては、十分確認、把握した上でご説明・ご回答するように努めてまいります。

(荒川委員)

丁寧な報告していただき、本当にありがとうございます。今、少しお聞きしていて、直接業務に関係ないところで周りの人に合わせて残ってしまうとか、やはりもしかしたら職場の環境とか、そういうところもきっと何か影響があるのかもしれないので、今後もまた校長先生たちとお話しする中で、そのあたり、自分の仕事がないときには、もう帰れるような雰囲気ですとか、そういう雰囲気づくりみたいなのところも、何かの機会にご指摘いただき、各学校で取り組んでいただけるといいなというふうに思いました。

このような形でまたご報告いただき、本当にありがとうございます。ありがとうございました。

(教育政策課長)

ありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえて、今後とも取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

(澤田委員)

ご丁寧な説明ありがとうございました。よくわかりました。業務と関係のないものというお話もありました。今後、どのような業務にどのくらいの時間をかけているのかというような、エフォート調査が必要なのかもしいです。全体でなくても、抽出して調査するということも考えられるのかと思いました。ありがとうございます。

(教育政策課長)

ありがとうございます。今澤田委員からいただきましたことも踏まえて、取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

(委員質問なし)

日程第1及び日程第2は市長の議会提案案件のため、日程第3は人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和元年11月14日(木) 午後4時45分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡